

児童相談所の検討の進捗状況について

1. 報告書の作成

児童相談所の設置について 一次報告（平成27年2月作成） （資料あり）
平成27年3月12日 健康福祉委員会にて報告

2. 職員派遣

児童相談所業務の実情等の把握と職員のスキルアップ
派遣先：千葉県市川児童相談所
平成27年度～28年度 保健師1名、社会福祉士1名（2年間）
平成29年度：社会福祉士1名（1年間）
平成30年度：社会福祉士1名

3. 国の動向等の情報収集・把握

- 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年6月3日公布）
「施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。」
- 社会保障審議会 児童部会 社会的養育専門委員会 WGとりまとめ
（平成30年12月27日）
「法令上の措置の検討を含め国による更なる設置促進策の具体化を図る。」

4. アドバイザーからの意見聴取

「子どもの虹情報研修センター（児童相談専門機関）」のセンター長及び専門相談室長にアドバイザーを依頼し、児童相談所に関する意見聴取を行う。（平成26年度～現在）

5. 家庭児童相談スーパーバイザーからの意見聴取

千葉県児童相談所所長経験者等を本市家庭児童相談スーパーバイザー（非常勤職員）として配置し、家庭児童相談に関する助言を受けるとともに、児童相談所に関する意見聴取を行う。

・平成29年度 1名配置、平成30年度 2名配置

6. 千葉県と中核市（船橋市・柏市）の意見交換会

県の児童相談所の現状や、各市の検討状況等に関する意見交換会を、平成28年8月2日を第1回目に、現在までに5回開催。